

プレジャーボートの適正な係留・保管を促進するための提言

平成19年6月

三水域連携による放置艇対策検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 放置艇の現状と課題	2
2. 今後の放置艇対策の基本的な方向	2
2.1 放置艇対策に関する基本的な施策の着実な継続	2
2.2 今後の放置艇対策において追加されるべき配慮事項	3
(1) 地域事情に応じたきめ細かい放置艇対策の推進	3
(2) 津波・高潮・洪水等の災害に配慮した放置艇対策の推進	3
2.3 係留・保管能力の確保	4
(1) 係留・保管施設の整備の推進	4
(2) 指定管理者制度やP F I 事業の適正な活用	4
(3) 廃船処理の推進による放置艇数の削減	5
2.4 規制措置の実施	5
(1) 適切な規制と監督処分の実施	5
(2) 係留・保管場所確保の義務化の検討の推進	5
2.5 係留・保管施設の整備等における水域管理者、地方公共団体等の連携の強化	6
おわりに	7
平成18年度 三水域連携による放置艇対策検討委員会名簿	8

はじめに

平成10年3月に「プレジャーボートによる海洋性レクリエーションを活かした地域振興方策調査検討会（委員長：今野修平 大阪産業大学経済学部教授）」により「プレジャーボート係留・保管対策に関する提言」が取りまとめられ、また、平成15年9月に「三水域連携による放置艇対策検討委員会（委員長：来生新 横浜国立大学教授）」により「三水域連携による放置艇対策に関する提言」が取りまとめられ、これらに基づき、規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とする施策が講じられてきた。

全国的なプレジャーボートの実態については、平成8年度と平成14年度に国土交通省港湾局（平成8年度当時は運輸省港湾局）、河川局（同じく建設省河川局）及び水産庁合同でプレジャーボート全国実態調査を実施した。それにより、港湾・河川・漁港の三水域全体で放置艇数は漸減しているものの、依然として、確認された船舶の中で放置艇の占める割合は高いとの結果を得た。

今般、放置艇対策の進捗状況を把握するため、平成18年度に4年ぶりとなるプレジャーボート全国実態調査を国土交通省港湾局、河川局及び水産庁合同で実施した。また、並行して、平成14年度に引き続き「三水域連携による放置艇対策検討委員会」を設置し、これまでの国、水域管理者等の行政機関の取り組みや放置艇を取り巻く状況変化を踏まえ、今後の放置艇対策の基本的な方向について検討してきた。

本提言は、「プレジャーボートの適正な係留・保管を促進するための提言」と題し、この検討結果を取りまとめたものである。

（注）放置艇の定義

港湾・河川・漁港の公共用水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶のこと。または、水域管理者の認めた施設や区域に係留等されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留している船舶のこと。

1. 放置艇の現状と課題

平成18年度プレジャーボート全国実態調査（以下、「平成18年度全国実態調査」という。）の結果によれば、港湾・河川・漁港の三水域それぞれで放置艇数は着実に減少しているが、未だ全国で11万6千隻の放置艇が存在し、確認された21万7千隻のプレジャーボートのうち約5割を占め、依然として放置艇対策は必要となっている。以下に、放置艇に関して、最近認識されたものなど着目すべき主な課題を挙げる。

- ・平成18年度全国実態調査の結果によれば、放置艇対策が進んでいる地域と進んでいない地域の地域間格差が大きくなっている。
- ・津波・高潮・洪水等の際に放置艇が流出災害を引き起こす可能性が認識されており、津波・高潮・洪水等の災害に配慮した放置艇対策が求められている。
- ・全国レベルでは、係留・保管能力は依然として不足しており、新たな係留・保管施設の整備による受け皿づくりが必要である。
- ・一部の放置艇の廃船化が進んでいる。
- ・今後の抜本的な方策として、プレジャーボートの保有に対する保管場所確保の義務化を図る制度の法制化が残されている。

以上を踏まえ、本提言の「2. 今後の放置艇対策の基本的な方向」を示す。

2. 今後の放置艇対策の基本的な方向

2.1 放置艇対策に関する基本的な施策の着実な継続

平成18年度全国実態調査の結果によれば、全国レベルでは、平成14年度時点と比べ、着実に放置艇数は減少しており、平成15年の「三水域連携による放置艇対策に関する提言」などによる係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とする施策は効果があったと考えられる。このため、今後とも、国、水域管理者等の行政機関は、この基本的な施策を着実に継続するべきである。

一方で、平成15年の指定管理者制度を創設する地方自治法の一部改正、平成16年のスマトラ島沖地震による津波等の発生、同年の景観法の施行、平成17年のFRP船リサイクルシステムの開始、平成18年の陸域における放置艇に対する規制を強化する港湾法の一部改正等の状況変化に対応し、本提言の2.2以降も踏まえ、より効果的に施策を推進するべきである。

2.2 今後の放置艇対策において追加されるべき配慮事項

(1) 地域事情に応じたきめ細かい放置艇対策の推進

平成18年度全国実態調査の結果によれば、放置艇対策の進捗状況における地域間格差が大きくなっており、各地域の進捗状況に応じた具体的な施策を推進することが必要となっている。

また、従来からの港湾の管理・運営、治水、水産業の健全な発展等に係る配慮事項だけでなく、津波・高潮等の防災、景観形成、にぎわい空間の形成等様々な配慮事項が重要となりつつある。

さらには、昨今の制度改正等により、陸域における規制措置、港整備交付金等による水域管理者等が連携した係留・保管施設整備、指定管理者制度による係留・保管施設の管理・運営等様々な具体的施策が展開可能となっている。

以上を踏まえ、地域事情に応じて、採用すべき具体的施策を選んでいく、きめ細かい放置艇対策を推進するべきである。

(2) 津波・高潮・洪水等の災害に配慮した放置艇対策の推進

平成16年のスマトラ島沖地震による津波、平成17年のハリケーン・カトリーナ等の発生により、津波・高潮・洪水等の際における船舶の流出災害の危険性が認識されている。

放置艇は、その所有者や係留・保管形態について、水域管理者や係留・保管施設の管理・運営者が十分把握することができず、適正な係留・保管のための措置が執りにくいことから、津波・高潮・洪水等の際の流出災害の危険性が比較的高いと考えられる。

津波浸水図等周辺地域の被災の危険性等に係る情報を収集・検討し、危険性の高い区域は規制措置を強化するなど津波・高潮・洪水等の災害に配慮した放置艇対策を推進するべきである。

2.3 係留・保管能力の確保

(1) 係留・保管施設の整備の推進

マリーナ等の各種施設の整備及びその支援を実施してきた結果、平成18年度全国実態調査の結果では、適正に係留・保管されているプレジャーボートの数は着実に増加している。

しかしながら、放置艇数に比べて係留・保管能力は依然として不足しているため、国、水域管理者等の行政機関は、マリーナ等の恒久的な係留・保管施設の整備及びその支援を引き続き推進するべきである。

特に、社会経済情勢の変化に伴い、港湾施設、漁港施設等の利用形態や土地利用が変化し、遊休水域や遊休施設が生じている場合にあつては、民間事業者等への当該水域等の占用等の許可や土地の利用計画の見直しを通じた係留・保管施設の整備を促進するべきである。

また、恒久的な係留・保管施設の整備の適地が容易に確保できない場合、または、施設整備に時間を要するなどの事情があり、早急に係留・保管能力の向上を図るのが困難な状況にある場合は、当面の施策として、遊休水域や遊休施設を活用した暫定的な係留・保管施設の整備を図るべきである。

(2) 指定管理者制度やPFI事業の適正な活用

平成15年に施行された地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が導入された。指定管理者制度の活用により、地方公共団体の組織及び運営の合理化を進め、公の施設の利用者等である住民の福祉が増進されることが一層期待される。

地方公共団体が管理・運営する係留・保管施設については、保管料の低減や施設利用の活性化を図るため、管理・運営能力が十分ある者の指定、施設の維持・修繕費の費用を負担する者の明確化、指定期間の長期化や利用料金制の採用による指定管理者の管理・運営上の工夫の余地の拡大などにより、指定管理者制度の適正な活用を図るべきである。

また、民間主導による係留・保管施設の整備を推進するため、適正なインセンティブの供与、周辺の公共マリーナ等における水域管理者等の行政機関による適正な保管料設定など、PFIを採用しやすい環境を創出することにより、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づくPFI事業の適正な活用を図るべきである。

(3) 廃船処理の推進による放置艇数の削減

平成18年度全国実態調査の結果等によれば、確認された放置艇数の中には、廃船化している船舶数も多く含まれていることが確認されている。

これらの廃船化した放置艇については、係留・保管能力の確保によって解消するのではなく、所有者自らが廃船として処理を進めるべきである。しかしながら、所有者不明等で処理がなされないままとなっている場合等でやむを得ない場合には、水域管理者等が適切な対応を図るべきである。

なお、国においても港湾における沈廃船の処理を推進する港湾環境事業やFRP船の処理と再資源化を推進するFRP船リサイクルシステムなどにより支援を講じている。

2.4 規制措置の実施

(1) 適切な規制と監督処分の実施

平成18年に施行された港湾法の一部改正により、港湾の陸域においても放置艇に対する規制が可能になったなど、放置艇に対する規制について各水域管理法が整備されてきたところである。

水域管理者は、水域等の利用形態に応じ、必要があると認められる区域においては、適切に規制を実施し、また、水域利用者に対し、法制度の仕組み、その利用する区域における禁止行為等の情報提供をし、新たな放置艇の発生を未然に防止するとともに、既存の放置艇に対する監督処分を実施するべきである。

(2) 係留・保管場所確保の義務化の検討の推進

放置艇の発生を未然に防止するための抜本的な方策として、平成12年の「プレジャーボートの所有者特定制度と保管場所確保の義務化に関する提言」（中間報告）にあるとおり、プレジャーボートの所有に対し、その保管場所確保を義務化することが有効であると考えられるが、係留・保管能力の絶対的な不足から、その法制化は見送られてきたところである。

しかしながら、平成18年度全国実態調査の結果によれば、全国レベルでは、着実に放置艇数は減少しているところである。特に放置艇対策が進捗している地域では、係留・保管能力が放置艇数に到達することも想定される。

このような想定に基づき、国は、当該地域におけるプレジャーボートの所有に対し、その保管場所確保の義務化を図る制度の検討を推進し、国民からの理解と協力を得つつ、早期にその法制化を図るべきである。

2.5 係留・保管施設の整備等における水域管理者、地方公共団体等の連携の強化

係留・保管施設の整備、管理・運営、収容余力の活用、規制措置等においては、関係する水域管理者、地方公共団体、民間事業者、地域住民等の連携を強化すべきである。

特に、係留・保管施設の整備については、港整備交付金、漁村再生交付金やみなと振興交付金等を活用し、関係する水域管理者や地方公共団体の連携による整備を推進すべきである。

また、係留・保管施設の管理・運営のうち水域管理者等の行政機関が行う保管料の設定については、隣接する複数の公共マリーナ等で、その立地条件等が同等にも係らず、保管料の設定が著しく異なる場合、一部施設へ収容希望が集中するなど、当該公共マリーナ等の係留・保管能力に見合う放置艇数の収容が達せられないこともあるので、水域管理者等の連携による適正な保管料の設定をするべきである。

おわりに

本提言は、有識者や行政関係者からなる委員会において、平成18年度全国実態調査の結果、既往の放置艇対策に係る施策、昨今の放置艇を取り巻く状況変化等を踏まえ、今後の放置艇対策の基本的な方向について検討し取りまとめたものである。本提言を基に、関係行政機関や各地域の関係者が、今後一層協力し、プレジャーボートの適正な係留・保管を促進し、放置艇問題を解消することを期待している。

一方、プレジャーボート全体に目を向ければ、プレジャーボートやその係留・保管施設の価値として、景観形成上の価値や高齢社会における社会参加の場としての価値などが注目され始めてきている。プレジャーボートの適正な係留・保管を促進し、公共水域の適正利用を実現することは、そのようなプレジャーボートを係留・保管する施設の価値を高め、ひいては海洋性レクリエーションの魅力の向上にもつながると考えられる。

本提言の「2.4(2)係留・保管場所確保の義務化の検討の推進」に記述されているとおり、放置艇問題を解消する抜本的な方策として、プレジャーボートの所有に対する保管場所確保の義務化を図る制度の法制化が待たれている。その法制化にあたっては、放置艇の受け皿となる係留・保管能力を十分に確保するとともに、その制度設計を詳細に検討していかなければならない。今後、国民の理解と協力を得つつ、早期にその法制化を実現するために、放置艇問題に係る関係者が緊密に連携して検討を進めることを期待している。

平成18年度 三水域連携による放置艇対策検討委員会名簿

(五十音順、敬称略)

<座長>

近藤 健雄 日本大学理工学部教授

<委員>

木下 幸夫 神奈川県県土整備部河川課長

桑名 幸一 海洋ジャーナリスト

澄田 泰造 兵庫県県土整備部土木局港湾課長

山田 正 中央大学理工学部教授

吉塚 靖浩 長崎県水産部水産基盤計画課長